

通信・IT ネットワークの分野では、日々新しい技術が開発され、より効率的で、より安価なサービスが次々と生み出されています。知らないことは、イコール企業利益の損失です。そこで私たち大和電設工業は、情報通信やITソリューションの『知って得する最新情報』を、お世話になっている皆様に定期的にお伝えしていきます。隔月発刊のDDK通信、ぜひお楽しみください。

## 石綿(アスベスト)の事前調査と報告義務

建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となることは、周知のことと思います。

建物の解体・改修・修繕工事を行う際には、大気汚染防止法の規定により、石綿(アスベスト)が使用されていないか事前調査

を行う必要があり、2022年4月からは調査結果を労働基準監督署に報告する義務が追加されています。

事前調査・調査結果の報告は受注者(元請業者)が行いますが、発注者(施主)も以下の義務をおっています。

### 発注者の義務

①建物等の解体等工事における発注者は、受注者が行うアスベストの事前調査(費用負担や設計図書等の提供)に協力すること。

②吹付け石綿・石綿を含有する断熱材・同保温材及び同耐火

被覆材が使用されている建築物等の解体・改造・補修等作業といった届出対象工事の場合は県などに届出すること。

③施工者に対して施工方法、工期、工事費等について作業基準の遵守を妨げる条件を付さないよう配慮すること。

### こんな工事の時にも、事前調査・調査結果の報告は必要です



配管の改修、撤去工事



床タイルはがし工事やボルト止めの穴あけ工事



埋込コンセント増設の為の壁の開口工事



天井へカメラや無線アンテナなどの取付工事

### 石綿(アスベスト)が含まれている建材の例



石綿含有スレート（波板）



石綿含有けい酸カルシウム板第1種



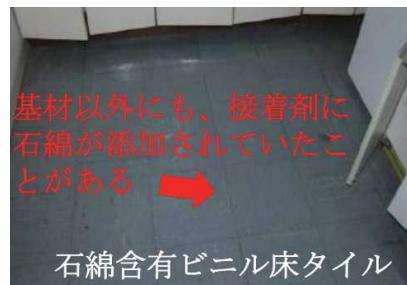
石綿含有窯業系サイディング



石綿含有化粧せっこうボード



石綿含有ロックウール吸音板（写真はリブ付き）



石綿含有ビニル床タイル

注意)石綿(アスベスト)は、平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止されていますので、以降の建物では調査の義務はありません。